

やさあ

マンション管理は

新時代へ

認定

マンション管理組合の方へ

市川市 マンション管理計画 認定制度

2023
7月

START

認定制度 3つのメリット



管理への 住民の 意識

区分所有者の管理への意識が高く保たれ、
管理水準の維持向上がしやすくなる



マンション 評価

適切に管理されたマンションとして
市場から評価される



金利等 優遇

住宅金融支援機構の制度を有利に活用する
ことができる

- 「フラット35」の金利引き下げ
- 「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げ
- 「マンションすまい・る債」の利率の上乗せ



暮らし

特定の条件を満たした場合、マンション長寿命化促進税制により固定資産税が減税される場合があります。(詳細は市公式Webサイト参照)

認定制度とは

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に適切な管理計画を持つマンションとして、市川市の認定を受けることができる制度です。

認定の流れ

1 認定申請に係る合意

管理組合の総会(臨時総会含む)で、認定申請に係る決議を取る。

2 事前確認の申請

事前に、マンション管理士やマンション管理センターなどに管理計画の内容確認を依頼。

3 「事前確認適合証」取得

認定基準に適合していると判断されるとオンラインシステムを通して、適合証が発行される。

4 市川市へ認定申請

オンラインシステムから市川市に申請。

5 管理計画の認定

市川市が申請内容を審査し、認定通知書を郵送にて送付。

認定の有効期間

5年間

②～④はオンラインシステム「認定手続支援サービス」にて手続き

市川市への申請手数料は無料ですが、**認定手続支援サービス利用料**や**事前確認審査料**が別途かかります。「認定手続支援サービス」の詳細については、公益財団法人マンション管理センターへお問い合わせください。

マンション管理センター
☎03-6261-1274



CHECK!

マンション管理計画の認定基準を全て満たしているか
チェックリストで確認してみましょう。

管理組合の運営	管理者等が定められている	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画の作成及び見直し等	「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されている	<input type="checkbox"/>
	監事が選任されている	<input type="checkbox"/>		長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われている	<input type="checkbox"/>
	集会が年1回以上開催されている	<input type="checkbox"/>		計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれる設定である	<input type="checkbox"/>
管理規約	管理規約が作成されている	<input type="checkbox"/>	その他	将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない	<input type="checkbox"/>
	災害等の緊急時や管理上必要な時の専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められている	<input type="checkbox"/>		計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない	<input type="checkbox"/>
	管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(電磁的提供も可)について定められている	<input type="checkbox"/>		計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている	<input type="checkbox"/>
管理組合の経理	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている	<input type="checkbox"/>	組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上は内容の確認を行っている	<input type="checkbox"/>	
	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない	<input type="checkbox"/>			
	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である	<input type="checkbox"/>			

市川市への認定申請には、マンション管理センターの講習を受講したマンション管理士による「事前確認」を受け、マンション管理センターの発行する「事前確認適合証」が必要です。

相談窓口
問合せ先

マンション管理計画認定制度
相談ダイヤル
☎03-5801-0858

マンション管理計画認定制度に関するお問い合わせはこちらにご連絡ください。原則、千葉県マンション管理士会の相談員(マンション管理士)が対応します。
その他のお問い合わせは、下記の市川市 街づくり整備課まで。

詳しくは
市公式Web
サイト参照

